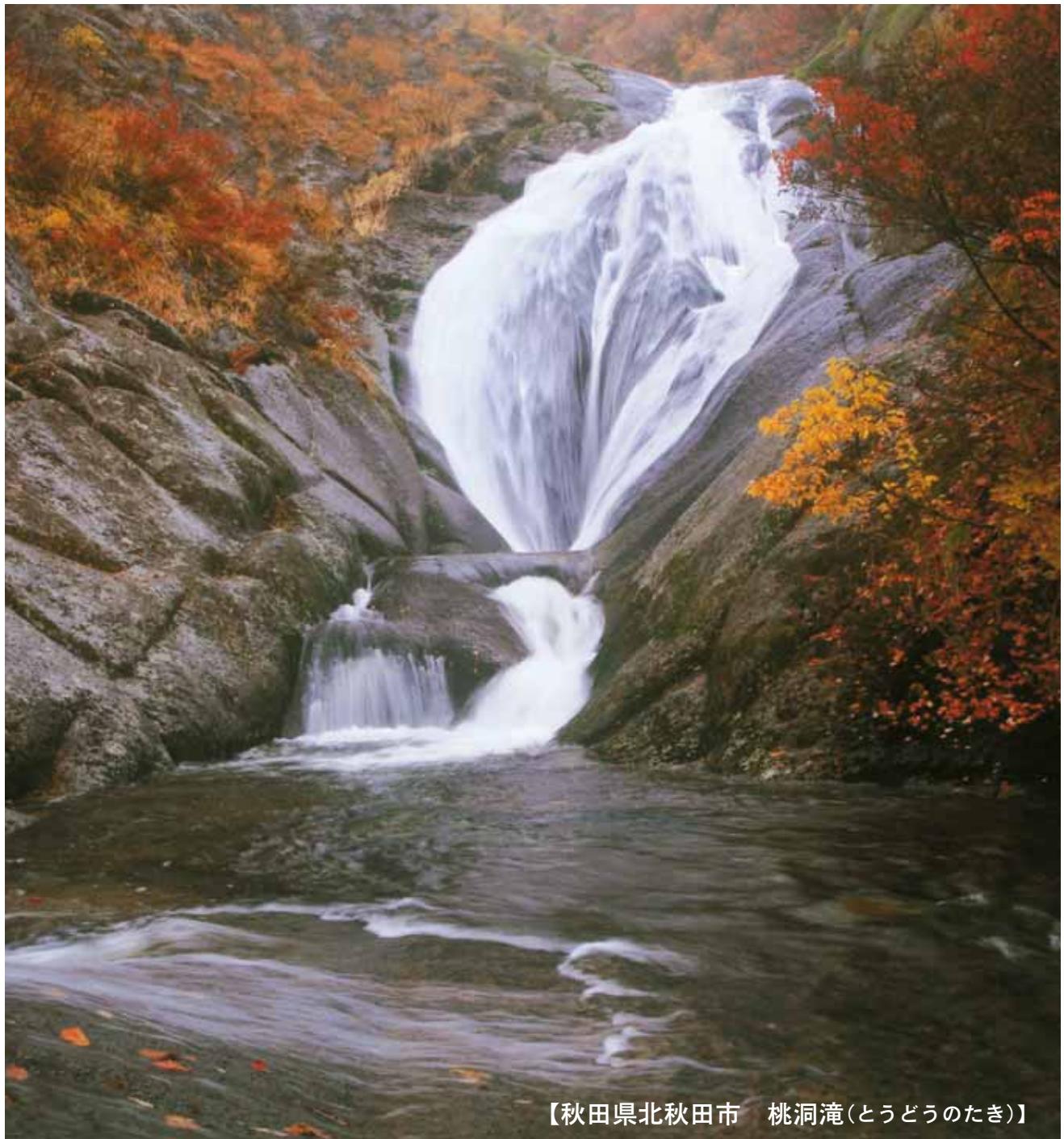


ふれまい

第48号



【秋田県北秋田市 桃洞滝(とうどうのたき)】

2015.1



公益社団法人 津法人会

国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要なので、特に源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方におすすめです。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには

① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3)に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

謹んで新春のお慶びを申し上げます



会長 竹林 武一



副会長 鈴木 秀昭



副会長 中川 千恵子



副会長 友清勲男



副会長 辻正敏



副会長 橋本 幸司



副会長 伊藤歳恭



青年部会長 中川雅弘



女性部会長 廣田都

[法人会の基本的指針]



法人会はよき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長

栗 原 克 文

平成27年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人津法人会会員の皆様には、日頃から税務行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出が堅調に推移していることや設備投資の増加から、景気は回復基調が続いております。

また、経済以外の面に目を向けてみると、青色LEDの発明に関わった3の方々に対してノーベル物理学賞が授与されましたが、そのうちの2人は管内にゆかりのある方々であり、まさに当地域の底力を垣間見た大変喜ばしいニュースでした。

このような中で迎える新しい年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものとして導入される社会保障・税番号制度について、本年10月から個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始されることとされております。

国税当局といたしましては、平成28年1月の個人番号及び法人番号の利用開始に向けて、関係民間団体及び本人確認事務を実施することとなる法定調書提出義務者の関係業界団体に対して、早期に社会保障・税番号制度の概要及び国税分野における番号利用について周知を国税庁ホームページなどで行っているところです。

誠実な納税者の団体である法人会の皆様におかれましても、社会保障・税番号制度について御理解いただき、税務行政のよき理解者として引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、ICT化、事務効率化の要請などにより大きく変化しております。

これらの変化に対して、国税当局といたしましては、調査必要度の高い分野に事務量を重点的に投下するほか、実地調査以外の書面照会や説明会なども組み合わせた多様な手法により、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組んでいるところであります。貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けた自主的な取組を促すことを目的として、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しておられます。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、当局としましても後押ししていくこととしておりますので、積極的な取組をよろしくお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、納税者の皆様の申告・納税の利便性の向上に寄与するとともに、税務行政の効率化にも繋がることから、国税当局においては、昨年9月18日に決定されたオンライン手続の利用向上に向けた「財務省改善取組計画」に基づき、e-Taxの一層の普及及び定着に向けて取組を実施しているところです。

貴法人会におかれましては、かねてからe-Taxの普及・定着に多大な御尽力をいただいており厚く御礼を申し上げますとともに、引き続き、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人津法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

新春インタビュー



あけましておめでとうございます



法人会 新年明けましておめでとうございます。

本年もよろしくお願ひします。

署 長 明けましておめでとうございます。公益社団法人津法人会の皆様方には、税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なご協力を賜りありがとうございます。

本年も引き続きよろしくお願ひします。

法人会 ところで、年末年始はどのように過ごされましたか。

署 長 12月に長男が結婚して別所帯となり、我が家は久しぶりに新婚家庭に戻りました。

結婚して子供二人を授かり、子供の成長とともにがむしゃらにこれまで家庭を育んできましたが、親としての責任を果たせたことを人生の一つの節目と考え、年末はかねてより妻が行きたがっていた屋久島へ二人で旅行し、充実した時間を過ごすことができました。

年始は新たに長男の嫁が加わったことで、例年に増して賑やかなお正月を迎えることができました。

元旦はのんびり過ごそうと思っていましたが、そう思っていたのも束の間、サッカーをしている長女の小六、小二の孫、どちらもやんちゃな男の子ですが、この二人にせがまれ、サッカーに駆りだされるはめになってしまいました。成長している孫たちの元気な姿を見てうれしく思う反面、孫と遊ぶことが年々体力的にきつくなっている自分をいやというほど自覚した次第です。

ところで、竹林会長は昨年末のホノルルマラソンには参加されたのですか。

会 長 昨年末12月14日に開催されましたホノルルマラソンに出場し、10キロを完走してきました。14回目の挑戦でしたが、署長がおっしゃられたとおり私も年々きつくなってきておりましたので、今回は42.195キロから10キロにエントリー変更し、なんとか完走したような次第です。

長年にわたりホノルルマラソンへ挑戦してきましたが、70歳になったことを潮どきに、今



若山 茂
署長



竹林 武一
会長



藤田 圭助
副署長

回を最後のホノルルマラソンとした次第です。

いわば今回の挑戦は、私にとってホノルルマラソンの集大成となつたわけあります。

署 長 本当に疲れ様でした。

会長のバイタリティ溢れる姿を私どもは大いに見習う必要がありますね。

会長の「力があるから重い荷物を背負うんじゃない。重い荷物を背負うから力がでるんです」の名言を肝に銘じて、私どもも労を惜しまず前向きに様々なことにチャレンジしていきたいと思います。

法人会 二年目となりました津税務署での勤務はいかがですか。

署 長 昨年度に引き続き署長としてお世話になっておりますが、いよいよ今年の7月に税務の職場を卒業させていただきます。

私は、上席調査官そして副署長としてお世話になったこの思い出深い津税務署で、署長として最後の勤めができるることを大変うれしく思っております。

最後のご奉公と肝に銘じ、私にできることは全力投球で取り組んでおります。

税務の仕事、特に自分がこれまで長く携わってきた調査については、若い職員に今後立派な調査担当者となってもらいたいという強い願いもありますし、力を入れて指導をしております。

若い職員も私の調査に対する熱い思いを感じてくれているようで、頑張っている姿を見るにつけ大変うれしく感じている今日この頃です。

また、外部税務協力団体の皆様方、とりわけ法人会の皆様方からは機会あるごとに貴重なご意見を頂戴し、税務の運営に役立たせていただいておりますことに感謝しております。

悔いが残らないように今後も法人会活動には積極的に参加させていただきますので、どうかよろしくお願ひします。

会 長 署長の熱意は十分私どもに伝わっておりますよ。

こちらこそ、今後ともよろしくお願いします。

法人会 最近の税務行政の取組について教えてください。

署 長 刻々と変化する税務行政を取り巻く環境にどう対処していくかが、我々には問われております。

現在直面しているのは、まず経済がグローバル化・I C T化し、税務当局による把握が難しい取引が増加していることです。

そして次に我が国の厳しい財政事情により、従来以上に行政の効率化が求められていることです。

これらの環境変化に対して、大きく2つの手法で対処していくこととしております。

一つは、課税逃れが生じやすい分野に調査の重点を置く、いわば実地調査の重点化です。

例えば、海外取引を利用した課税逃れや、消費税の不正還付などには重点を置いて調査を行うというものです。

もう一つは、調査以外の方法で、自発的な適正申告をしていただく手法の活用です。

これは、例えば申告前の自己点検の支援、書面でのお尋ねなどによって、申告の自主的な見直しの呼びかけを行い、自発的に適正な申告をしていただく取組を充実させていくこうというものです。

このように、国税庁は、実地調査は引き続き適切に実施させていただきますが、調査以外の手法も取り入れた税務行政の転換をすすめて、納税者の皆様のコンプライアンス向上を適正に実現していくことを考えております。



小林 俊二
広報副委員長



宮上 史郎
広報委員長

津法人会は、昨年の4月から企業の税務コンプライアンス向上の取組をされておられます。この取組は国税庁の使命にも合致するものでありますので是非とも支援させていただきたいと思います。

会長 国税庁の取組趣旨はよく理解できました。
私どもも適時的確なアドバイスを頂き、前向きに取り組んでまいります。

法人会 ところで、e-Taxの普及状況に変化はありましたでしょうか。

署長 実は、財務省において昨年4月1日に決定された「オンライン手続きの利便性向上に向けた改善方針」に基づき、9月18日に新たに「財務省改善計画取組計画」が決定されまして、国税関係の改善促進手続きについて平成28年度までのオンライン利用率等が定められました。
ちなみに、法人税の申告手続き及び法人の消費税申告手続きの目標値は72%と設定されたわけです。



辻村 政基
法人課税第一統括官



西畠 蓮一
広報副委員長

津署管内の法人企業さんの場合、法人税・消費税の利用割合は約8割と高く、名古屋国税局管内でも上位の水準であり、目標値をすでにクリアしている状況にあります。

これも法人会の皆様の普及活動のおかげであり、改めて深く感謝申し上げます。

私たちは、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供と効率的な行政運用を行いつつ、正確で迅速な行政サービスの提供への取組が求められているものでありますので、法人税及び消費税の申告手続きに加えて、所得税徴収高計算書の提出手続きや、税金の納付、とりわけ「ダイレクト納付」の利用についてもご理解、ご協力いただきますようお願いします。

法人会 まもなく所得税の確定申告の時期ですが、もちろん所得税の申告もe-Taxですよね。

署長 是非ともよろしくお願いします。

津法人会の会報誌にも、所得税確定申告のe-Tax利用を促す書面を登載していただけると伺っております。

ありがとうございます。

国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」の利用と併せて「ダイレクト納付」をご利用いただきますよう、役員及び会員様、並びにそのご家族及び従業員の皆様のご利用をPR願います。

会長 ところで先ほど法人税申告手続き目標値はお伺いしましたが、所得税申告手続きの目標値はどのくらいですか。

署長 所得税及び個人消費税の申告手続きは58%です。

法人税の申告と違い、税理士関与の納税者が少ないという事情もありますが、何とか利用率を高めようと確定申告に向け取組を行っているところです。重ねて法人会の皆様のご協力をお願いします。

法人会 最近テレビ、新聞において「社会保障・税番号制度」の報道がされていますが・・・・。

署長 最近、社会保障・税番号制度という言葉を耳にされることがあると思いますが、実は平成25年5月にいわゆる番号法が公布されまして、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化につながるものとして導入されるものです。

今年の10月以降個人の方に対しては市区町村長から個人番号が、また、法人に対しては国税庁長官から法人番号が通知され、来年の1月以降順次利用が開始されることとなっております。

会長 具体的にどのような番号が通知されるのですか。



田村 賴一
広報委員

署 長 個人番号は数字のみで構成される12桁の番号になると聞いております。

また、法人番号は12桁の基礎番号にチェックデジットの1桁の数字を加えた13桁の番号となるようです。

会 長 個人番号や法人番号はどのような場面で利用できるのでしょうか。

署 長 まず、個人番号は、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用され、法律や条例で決められたもの以外に利用することは禁止されています。

これに対して法人番号は利用範囲の制限がありませんのでどなたでも自由に利用いただくことができます。

法人会 最後に、法人会についてひとことお願いします。

署 長 竹林会長をはじめ役員、会員の皆様方が、法人会の基本的指針である「よき経営者を目指すものの団体」をよく理解され、積極的に研修会、情報交換会等に取り組まれている姿を拝見し、大変頼もしく感じている次第です。

活発で健全な法人会活動を実践するためには、まずは組織力を高めることが必要不可欠であり、これを実現するために会員増強に向け一生懸命になっておられる皆様を私どもができる限りの支援をさせていただきたいと思っております。

親会による活発な活動のみならず、女性部会におかれましては「親子映画会」「絵はがきコンクール」をはじめ益々その活動の場を広げられることを、また、来年北海道の地で開催される全国青年の集いで租税教育活動のプレゼンテーションが予定されている青年部会におかれましては、大舞台で大輪の花を咲かせ、津法人会青年部会の存在を全国にアピールできるよう今後の取組に大いにご期待申し上げたいと思います。

法人会 本日はお忙しいところ長時間ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。



秋山さなみ
広報委員



<新春インタビューご出席者>

津税務署

署 長

若山 茂 様

副署長

藤田 圭助 様

法人課税第一統括官

辻村 政基 様

(公社) 津法人会

会 長

広報委員長

広報副委員長

広報委員

広報委員

竹林 武一

宮上 史郎

小林 俊二

西畠 蓮一

田村 賴一

秋山さなみ

平成26年度納税表彰

11月13日(木) (於ベルセ島崎)

国税庁長官表彰



鈴木 秀昭氏
(公社)津法人会・副会長
関西紙業(株)

名古屋国税局長表彰



小柴 真治氏
(公社)津法人会・常任理事
株三重電子計算センター

津税務署長表彰



林 昭久氏
(公社)津法人会・常任理事
三重リコピー(株)



青山 春樹氏
(公社)津法人会・常任理事
(株)第一ビル

平成26年度 納 稅 表 彰 式



ご自宅で簡単に24時間いつでも「確定申告書」を作成することができます。



国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください！

確定申告

検索

作成した申告書の提出方法は2通りあります。



ご都合の良い方法をお選びいただけます。

住民基本台帳カード
(電子証明書つき)
をお持ちの方

別途ICカードリーダライタが必要です。
(家電量販店などで購入できます。)

住民基本台帳カード
(電子証明書つき)
をお持ちでない方

住民基本台帳カードは、お住まいの市町の窓口で取得できます。(手数料が必要です。)

イータックス
e-Tax

インターネット



で送信

(必要な添付書類は郵送等で提出してください。)



詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

所得税の申告でe-Taxを利用すると…

- ① 還付金がスピーディー
- ② 作成コーナーから電子申告

プリンタで印刷して
郵送等で提出

(添付書類も同封してください。)



～確定申告書を提出される方へ～

復興特別所得税の記載漏れにご注意を

平成25年から平成49年分までの各年分については、**復興特別所得税**を所得税と併せて申告・納付することとされていますので、**記載漏れにご注意ください。**

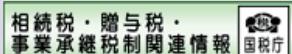
税務署からのお知らせ



平成27年1月から 相続税の基礎控除が引き下げられました

詳しい内容は…

★ 国税庁ホームページで調べられます！ www.nta.go.jp ⇒



★ 電話相談センターで相談できます！

税務署に電話して自動音声案内により「1」を選択、次に相続税の「2」を選択してください！



にせ税理士にご注意ください！

税理士をお探しの場合は、日本税理士連合会ホームページの「税理士情報検索サイト」で税理士等の検索が可能です (<https://www.zeirishikensaku.jp>)。

国税庁 からのお知らせ

◎ 社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始され、平成28年から順次、税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となります。

具体的には、

- ① 所得税や贈与税については、平成28年分の申告書から、
- ② 法人税については、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から、
- ③ 消費税については、平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から、
- ④ 相続税については、平成28年1月1日以降に相続又は遺贈に係る申告書から、
- ⑤ 酒税・間接税については、平成28年1月分の申告書から、
- ⑥ 法定調書については、平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、
- ⑦ 申請・届出書等は、平成28年1月以降に提出するものから、

個人番号・法人番号を記載していただくこととなっています。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) 内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページの右下にある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。

平成26年度 税制改正要望全国大会

第31回法人会全国大会（栃木大会）

10月16日(木)栃木県宇都宮市の栃木県総合文化センターで開催し、税制改正提言の報告、租税教育活動の事例発表が行われ、当会では3名が参加した。



平成26年10月16日(木) (於) 栃木県総合文化センター

平成27年度税制改正スローガン

●まだ道半ば。

国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を！

●厳しい経営実態を踏まえ、

中小企業の活性化を図る税制を！

●法人の実効税率を20%台に引き下げ、

軽減税率も15%の本則化とする見直しを！

●本格的な事業承継税制を確立し、

地域経済を支える中小企業に配慮を！

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新たな公益法人等への移行後も、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す政府の積極的な経済政策が一定の効果を上げ、景気は回復基調にある。しかし、今後、経済の自立的な好循環構造を構築するためには、個人消費や設備投資の拡大、賃金上昇の持続が必要であり、それらを後押しする実効性のある成長戦略が何より重要となる。

加えて、持続可能な社会褒章制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題である。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、地域経済と雇用の担い手である中小企業は、経済政策の効果が十分に浸透しておらず、引き続き厳しい状況にある。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の活性化が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成27年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ栃木の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成26年10月16日
全国法人会総連合全国大会

平成27年度 税制改正に関する提言（要約）

＜基本的な課題＞

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

- 我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革を急を要する。
- 改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。
 - 年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を強化する。
 - 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
 - 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
 - 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。
 - 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 - 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執

行コストおよび収支確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

- 税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3. 財政健全化に向けて

- 財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。
- 消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因となるないように十分注意すべきである。
- 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

- 社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。
 - 「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならぬ。
 - 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
 - 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
 - 特別会計と独立行政法人の無駄の削減

- (4) 民間にできることは民間に任せること、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 共通番号制度について

- マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。
- 個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を持つことも重要である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- 復興特別法人税が一年前倒して廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。こうした状況が続ければ、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。
- 税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。

(1) 法人実効税率20%台の実現

(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げよう求めること。

III 国と地方のあり方

- 地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・

6. 今後の税制改革のあり方

- 今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充とともに本則化することを求める。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- 平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

- ① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ
- ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
- ③ 対象会社規模を拡大する

- (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実

- (3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

自助の体質を構築することが不可欠となる。

- ・地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改

革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。
- (2) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。
- (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比

べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

IV 震災復興

- ・被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

＜税目別の具体的課題＞

法人税関係

- 1. 役員給与の損金算入の拡充

所得税関係

- 1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき
- 2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

- 1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない
- 2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す
 - (1) 贈与税の基礎控除の引き上げ
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）の引き上げ

地方税関係

- 1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す
 - (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
 - (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき。
 - (4) 土地の評価については行政の効率化の観点から一元化すべき
- 2. 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止する
- 3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない
- 4. 法定外目的税は税収確保のために法人に対して安易に課すべきではない

その他

- 1. 配当に対する二重課税の見直し
- 2. 電子申告の推進について

☆おじゃまします☆



有限会社 アイ三重

代表取締役 中 本 和 夫 様

津市江戸橋1-95

TEL 059-236-3511

Q

会社のお仕事(事業の内容)は…。ご創業はいつですか。

損害保険・生命保険の代理店です。平成11年4月1日。

Q

社是とか会社のモットーはございますか。

先義後利。お客様本意に徹すれば、収益は後からついて来ると思っています。

Q

今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

保険は目に見えないので、事故の際にお客様が悔やむ場合があります。

事故の前から、問題点を正しく理解していただくこと。

Q

これから展望とか夢はいかがですか。

勧められたから……知り合いだから……ではなく、お客様が積極的に保険を選ぶようになって欲しい。



Q 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

創業時や中小企業の成長を促すように税額控除のような優遇があればと思います。

Q お子さまのころどのような「将来の夢」をお持ちでしたか。

医者。子どもの頃に入院したことがあり憧れました。

Q 健康のためになさっている事はありますか。

最近、自転車を買い駅や買い物など寒くない日には乗るようにしています。

Q ご趣味は何ですか。

バイク。



Q お好きな言葉とか、座右の銘とか。

吾唯足知。

欲張ったり強欲にならないように自分を戒めています。

Q なにかPRなさることはありますか。また最後に何か一言ありませんか。

法人会の福利厚生制度を担当しており、中小企業の保険の見直し、提案には自信を持っています。

お困りの際には、お気軽にお問い合わせ下さい。



☆おじゃまします☆



株式会社 リアルエステート

代表取締役 若林 圭一郎 様

津市羽所町345 第一ビル 2F

TEL 059-253-7361

Q

会社のお仕事(事業の内容)は…。ご創業はいつですか。

不動産仲介業です。平成25年4月1日。

Q

社是とか会社のモットーはございますか。

縁結び。

Q

今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

景気に影響を受けやすい業種ですので…。

Q

これから展望とか夢はいかがですか。

地域活性化ですね。駅前の発展。



Q 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

法人税。（消費税の軽減措置）

Q お子さまのころどのような「将来の夢」をお持ちでしたか。

漫画家。

Q 健康のためになさっている事はありますか。

週に 1, 2 度ジムに通う程度です。

Q ご趣味は何ですか。

ギターをたしなむ程度。

Q お好きな言葉とか、座右の銘とか。

一期一会。



Q なにか PRなさることはありますか。また最後に何か一言ありませんか。

事業用不動産のご相談お待ちしています。





新年にあたり

株式会社 栄屋理化

代表取締役 宮木 康光

あけましておめでとうございます。本年5回目の年男です。ということは、還暦を迎えることになりました。少し前まででしたらめでたく定年です。

法人会は、青年部に入会させていただいた27歳位が始まりで、当時の青年部部会長が伊藤友治様でした。法人会会长が現津法人会会长竹林武一様のお父様竹林昇様でした。古い商工会議所と東洋軒での会議を懐かしく思い出します。

事務局も東洋軒の前で青色申告会と同じ事務所でした。

青年部会の年末の忘年会は、東洋軒の2階で年末恒例大抽選会が行われ司会もさせて頂きました。現在のように公務員倫理規定が厳しい時代ではなく税務署の皆様にもたくさん参加いただき楽しい時を過ごしたことを思い出します。

現在の青年部会機関誌「はげみ」を発刊するとき、東洋軒の2階での役員会で当時、現副会長の鈴木秀昭様が、当時の伊藤友治様（私もそうですが）の姿と、若者の励みになるように機関誌のタイトルが決定された経緯を思い出します。

現在、私も総務委員長をさせて頂いておりますが、公益法人化した現在の法人会も大変厳しい時代です。法人会の意義・メリットのPRによる組織率の維持向上が一番大きな問題だと思います。女性部会の租税教育事業・青年部会の租税教育の実施・税を考える週間での津法人会全体研修会など法人会の社会貢献活動のPRを長期的な視野で進める必要があると思います。私も法人会の目的である、「よき経営者をめざすものの団体」として会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献をめざして活動をしていきます。





『新春雑感』

日本土建株式会社

取締役副社長 田 村 賴 一

新年明けましておめでとう御座います。

私は、1967年生まれの現在47歳 今年は年男になります。

私が生まれた1967年は、4大公害病を問題化し公害を規制するための公害対策基本法が公布された以外特に大きな出来事は無かったみたいです。

翌年になりますと、いまだ未解決の3億円事件や十勝沖地震（M7.9）が起こったそうです。

今年は、乙未（きのとひつじ）の年になります。

乙（きのと）とは、いかに抵抗力が強くともそれに屈せず弾力的に、雄々しくやっていく事を意味するそうです。

未（ひつじ）とは、上の短い一”と“木”から成っていて、“一”は木の上層、つまり枝葉の繁栄・繁茂を表しますが、枝葉が繁茂すると暗くなることから、未を“くらい”とも読むそうです。未は昧（くらい）に通じますので、暗く曖昧にしてはいけない、要は“不昧”でなければならないということです。

こうしたことから今年の乙未は、色々と抵抗に合い・面倒なことが生い茂り・陰気になりがちで・従来の勢力と新しい勢力とが衝突することになるので、煩わしいことやよくない事を思い切って払い落としていかねばならないそうです。

それを怠ると、従来の勢力が暗くなるので、さらに次の年（2016年）には手が付けられなくなる程面倒なことになることを予見しているそうです。

そういった意味でも今年は、我々ひとりひとりが試される年へとなっていくことが予想されます。私も奢ることなく着実にこの2015年を過ごしていかなくてはと改めて決意を新たにした次第です。

さて、第三次安倍内閣がいよいよ発進する年であります。

第二次安倍内閣で経済改革の主眼でありました、デフレ脱却を合言葉にし三本の矢を基軸に見事に経済改革が行われました。しかしながらまだ日本全体が良くなってはございません。そこで第三次安倍内閣の経済対策は、地方創生を重点的に取り組んでいきたいと言うことありますから、地方の中小企業が元気を持てるよう取り組んで頂けるものと期待しつつ我々もしっかりと気を引き締めて、私たちが見本になるべく頑張っていきたいと思います。

以上のことから今年は、気を引き締めて何事にも屈せずしっかりと未来を見据えて頑張っていきたいと思います。

最後になりますが、日本が元気になるためには各社の企業の業績を良くし国に少しでも多くの税金を納めることであります。各社が今年一年良い年でありますようにお祈りいたしまして、ご挨拶とさせて頂きます。



新年を迎えること

菱津運送株式会社

取締役 秋山 さなみ

新年おめでとうございます。皆様には良いお年をお迎えの事と存じます。

さて私事で恐縮ですが、昨秋夫が還暦を迎えました。また、来春は真珠婚となります。

結婚と同時の転職、今日までまさに「光陰矢の如し」でした。幾つかの人生の大きな節目を迎える今日この頃、「これから私の役目とは何なのか」と考えることが多くなりました。

私の業務は、会社のバックヤード的なものがほとんどです。毎日のこと・毎月のこと・毎年のこと等決められたことを繰り返し日々を重ねてきましたし、今後も続くことでしょう。それとは別で私の仕事とは一体何なのかと思うに、従業員さんたちが働きやすい環境を整えること、そして人として恥ずかしくない後継者を育て、次の世代へ事業を引き継ぐ道を整えることなのかな、と思う今日この頃です。

そんななか、ふとプライベートの我が身を振り返ってみると、自分自身のしたいことが何もないという現実に愕然としました。独身の頃は、それなりに趣味と言えるものもありましたが、日々の事に追われいつしかその道具類も物置の片隅で寂しそうにしていました。

今、子供たちが皆社会人となり「私だって誰にも邪魔されない自分だけの時間がほしい」と思っても叱られない時期になったかなと、一人納得しています。夫の趣味は私には不向きなので、一緒にという選択肢は却下です。私の方は、インドアの地味な手作業で、場所をとることもなく大きな道具も必要としません。また、少しずつ始めていこうかなと思っています。

勿論仕事あっての余暇ですが、一度きりの人生なので少し潤いがあってもいいかなと、ほくそ笑んでる私がいます。



目

でみる

法人会活動

◆ 税制委員会 ◆

● ● ● ● ● 税制改正要望活動 ● ● ● ● ●

平成26年11月14日(金)

地元選出の国会議員と三重県知事、三重県議会議長及び津市長、津市議会議長に、三浦税制委員長と事務局で、税制改正の提言書を持参し要望活動を行いました。

衆議院 三重 1 区・自民党	川 崎 二 郎 議員
三 重 県 知 事	鈴 木 英 敬 殿
三 重 県 議 会 議 長	永 田 正 巳 殿
津 市 長	前 葉 泰 幸 殿
津 市 議 会 議 長	田 矢 修 介 殿

三重県と県内市町からの重要なお知らせです

県内全市町では、法定要件に該当する事業主の皆様に 個人住民税の特別徴収の実施を徹底しています

給与所得者の個人住民税（個人市町村民税＋個人県民税）は、法令により、事業主が給与から特別徴収（引き去り）して、給与所得者に代わって市町村に納入することになっています。

パート・アルバイト・期限付雇用の従業員を含むすべての従業員を対象に、原則、特別徴収を実施していただく必要があります。

○今まで、給与支払報告書の提出時に普通徴収を希望される事業主がいましたが、平成26年度からは、原則、特別徴収を実施していただいております。ただし、a～dの理由に該当する場合に限り、普通徴収とすることができますので、給与支払報告書を提出する際に、個人住民税普通徴収への切替理由書と一緒に提出してください。

- a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- b. 給与が支給されない月がある
- c. 事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）
- d. 退職予定者（5月末までに退職予定の者）

個人住民税の特別徴収制度について詳しいことは、
津市政策財務部市民税課（TEL 059-229-3130）へお問い合わせください。

目で見る 法人会活動

◆ 研修委員会 ◆

● 秋の研修会 ●

平成26年9月24日(水) (於)津都ホテル

「紀伊半島の森と宗教」

講師 (学法) 大川学園 理事長 大川吉崇氏

紀伊半島には、いくつかの神仏混淆という精神生活の聖地を幾つも生み出している。その聖地の背景には、森（山）があり、伊勢神宮とその森、熊野大社とその森など幾つかの聖地があり、その聖地を繋ぐ紀伊山地霊場巡りを、精神と経営といった違った観点からお話ををしていただきました。



● 全体研修会 ●

平成26年10月25日(土) (於) 津都ホテル

「ゆとり・ユーモア・帰りは元気！」

講師 宮本 隆治氏

会員様及び一般の方約400名の参加を得て、フリーアナウンサー、宮本 隆治氏をお招きし、仕事の経験や先輩から教わった絶対に緊張しない方法などを巧みな話術で披露され、来場の皆さんは笑顔で元気に会場を後にされました。



目で見る 法人会活動

◆ 厚生委員会 ◆

● 第13回会員親睦ゴルフ大会 ●

平成26年10月10日(金) (於) フォレスト芸濃ゴルフクラブ

良いコンディションの下、32名の皆さんに参加頂き、プレーを楽しみ又、情報交換等交流を深めて頂きました。



● 研修バス旅行 ●

平成26年10月28日(火)

今回の研修旅行は45名の皆様に参加いただき、妻籠宿の散策と、昼神温泉での昼食と入浴、観光農園でのりんご狩り、お菓子の里でお買物など楽しんでいただきました。



目で見る 法人会活動

● 支部研修会 ●

● 橋南・南郊支部合同研修会 ●

平成26年11月7日(金) (於)くもずホテル&コンファレンス

一次なる災害に備える—

『いざ、その時！ あなたは どう備え どう動くか』

講 師 リコージャパン(株) 中川 雅樹 氏

東日本大震災を振り返り、リコーグループの社員の体験事例の紹介、体験からの教訓をもとに、もしもの時の備えや行動について詳しくお話を頂きました。



● 東橋内・西橋内・西郊支部合同研修旅行 ●

平成26年12月8日(月)

支部研修旅行

「大阪造幣局とあべのハルカス見学」

両支部併せて41名の参加のもと、造幣局本局で貨幣のできる工程の説明を受けながらの見学と、ヒルトン大阪35階での昼食や、あべのハルカスの見学等楽しんでいただきました。



目で見る 法人会活動

◆ 税を考える週間行事 ◆

【津税務連絡協議会】

平成26年10月12日(日) (於)秋の津まつり広場

本年も昨年に続き秋の津まつりに合わせ市役所北のブースにて、各会のメンバーと共に税の広場を開催し、約1,000人の市民の皆様に税金クイズに参加頂きました。



【税に関する作品の表彰式】

平成26年11月15日(土) (於)アスト津 4階・5階

小・中・高校生に応募頂いた税に関する習字・作文・標語の優秀作の表彰式を始め、5階のギャラリーで、又17日～28日までイオン津南ショッピングセンターにて作品の展示をし、市民の方たちにも公開しました。また津法人会女性部会が、小学高学年の皆さんから応募を募りました「税に関する絵はがきコンクール」にて優秀作品に選ばれました作品も展示しました。



新しい仲間のご紹介

ご入会ありがとうございます

(平成26年1月～12月末)

－順不同・敬称略－

支部名	法 人 名	所 在 地
津 北	(株)エムエスパート	津市大里睦合町458
	(株)川口組	〃 一身田上津部田2032-2
	(有)藤工務店	〃 白塚町2792-2
	(有)長谷川農園	〃 高野尾町1434
	(有)あじ孝	〃 豊ヶ丘2-44-5
	(株)KUBO	〃 白塚町3806
	(有)八の巣	〃 一身田大古曾516-3
	(有)Office Land	〃 一身田大古曾295
	(有)大栄クリーニング	〃 白塚町2533
	(株)エフエフシー・ジャパン	〃 高野尾町1868-3
橋 北	(株)ファーストドア不動産	〃 栄町4-239
	(株)ホリクローネ	〃 江戸橋1-95
	(株)えん	〃 上浜町3-15-2
	ジブラルタル生命保険(株)三重エリア	〃 羽所町388 津三交ビルディング5F
	(有)ハヤシ設備工業	〃 上浜町6-87
	ネイチャーズアセット(株)	〃 広明町231-14
	(株)はちみつやさんミエル	〃 観音寺町760-23
	小柴産業(株)	〃 大谷町118-1
	(有)スタジオオール	〃 島崎町9
	(株)ZIPRANS	〃 羽所町351番地 エイトビル2F
東 橋 内	(株)エス	〃 東丸之内26-12 MECビル4F
	(株)ストレート・ライフ	〃 乙部35-11
	(株)半泥子廣永窯	〃 東丸之内33-1
	(株)ミモト工業	〃 大門1-27川井ビル3D
	(株)ドリーム企画	〃 大門10-7 ピッチャーズビル 1F
	needs.corporation(株)	〃 末広町31-2
	(株)R&S	〃 新立町津48
	(有)しろあり大王	〃 乙部2112-1
	(有)三重総合アシスト	〃 片田新町93-3
	(有)桐生造園	〃 半田936-33
西橋内西郊	(有)辻商事	〃 西丸之内18-2
	(有)横田建設	〃 長岡町800-305
	(株)小松電設	〃 緑ヶ丘1-5-3
	(有)オリオン美容室	〃 南丸之内11-18
	(有)コクメイ	〃 片田新町58-7
	(有)BEhair	〃 西丸之内1-3
	アルコ	〃 半田160
	(株)クオーレ	〃 西丸之内9-18
	(株)コウダ商店	〃 北丸之内258-1
	(株)小林住宅	〃 丸之内養正町3-25
	(株)タイセイコンサルティング	〃 丸之内養正町7-3
	東京ライフギャランティー(株)	〃 半田3425-70

支部名	法 人 名	所 在 地
西橋内西郊	(株) ヨシムラ リアルコンサルティング(株)	津市博多町136-1 アルテ津新町店内 〃 丸之内養正町7-3
南 郊	タマホーム(株)津支店 (株)ヤマナカ水産 (株)KENSIN (株)百五銀行津城山支店 (株)お墓掃除本舗 ジエームス三重(株) (株) 彩 (有)ニシウラ (株)マルキンキカイ 情熱リノベーション(株) 特定非営利活動法人 どんぐりの会	〃 雲出本郷町1722-2 〃 香良洲町3952-1 〃 雲出本郷町1833 〃 城山3-11-5 〃 南が丘2-7-3 〃 垂水165 〃 香良洲町5951-1 〃 高茶屋4-3-7 〃 雲出本郷町1510-4 〃 高茶屋小森町1707-104 〃 高茶屋5-2-64 〃 久居元町2011 〃 久居新町874-2 〃 久居野村町543-1 〃 久居明神町1690-36 〃 久居新町768-1 〃 戸木町7043 〃 久居明神町1615-1 〃 久居野村町420-30 〃 久居北口町533-6 〃 久居北口町893-21 〃 新家町1640 〃 久居新町768-2 〃 柿原町7147-1 〃 一志町八太1592-6 〃 一志町高野1252-1 〃 一志町片野字南浦223-2 〃 一志町日置46 〃 白山町南家城889-2 〃 一志町高野1168 〃 一志町高野1168 〃 白山町南家城902-2 〃 白山町三ヶ野772 〃 白山町中ノ村字高戸94 〃 一志町高野2608-2 〃 美杉町太郎生3539 〃 安濃町清水176 〃 河芸町上野2100 〃 河芸町一色2657 〃 芸濃町多門363
久 居	(株)Heart net (株)奥田種苗造園 (株)大将 (有)広管工業 P-J A P A N(株) (有)松本産業 (株)マルキン (株)Goo dリスナー (株)ビッグバーン (株)三重電気システム (有)ウス井樹園 (有)園田清商店 ティエムエス(株) ロジサポートシステム(株) (有)サンベル (株)Daiyoshiファミリー (株)セントレア (同)FPセントター ^ー (有)伊藤牧場 (株)ITO貿易 (同)川北FP事務所 (株)中部ケミカル (有)はくさん地域おこしの会 (株)山口産業 (有)山名産業 (株)池田硝子 オリエンタル印刷(株) 佐山物産(有) (有)アルファプラン	〃 久居新町768-1 〃 戸木町7043 〃 久居明神町1615-1 〃 久居野村町420-30 〃 久居北口町533-6 〃 久居北口町893-21 〃 新家町1640 〃 久居新町768-2 〃 柿原町7147-1 〃 一志町八太1592-6 〃 一志町高野1252-1 〃 一志町片野字南浦223-2 〃 一志町日置46 〃 白山町南家城889-2 〃 一志町高野1168 〃 一志町高野1168 〃 白山町南家城902-2 〃 白山町三ヶ野772 〃 白山町中ノ村字高戸94 〃 一志町高野2608-2 〃 美杉町太郎生3539 〃 安濃町清水176 〃 河芸町上野2100 〃 河芸町一色2657 〃 芸濃町多門363
一 志		
安 芸		

会員増強（新しい仲間づくり）にご協力ください

お知り合いの法人で津法人会に未加入の方がおられましたら、ぜひご入会のおすすめをお願いいたします。

女性部会活動報告

租税教育
事業

第2回 税に関する絵はがきコンクール表彰式

日 時：平成 26 年 10 月 25 日(土) 13 時 30 分～

場 所：津都ホテル 5 階

津税務署長賞・会長賞・女性部会長賞はじめ入選児童 11 名に賞状と記念品が贈呈されました。ロビーでは、受賞作品の展示も行われました。

これは、全国法人会総連合女性部会連絡協議会の小学校高学年対象の租税教育事業です。

全国各単位会の中から選出された一作品が、毎年 4 月の全国女性フォーラムの会場で展示されます。そして、全国 12 地域の優秀な作品に対しては、全法連女連協会長賞が贈られます。受賞作品は、過去の作品も含め全法連のホームページでご覧いただけます。



入賞作品一覧



県女連協
事業

三重県法人会連合会女性部会連絡協議会 情報交換会

日 時：平成 26 年 10 月 31 日(金) 13 時 30 分～

場 所：尾鷲市 熊野古道センター・サンプラザ

竹林会長のユニークな挨拶に始まり尾鷲法人会女性部会の発表テーマは「地域に根ざした社会貢献活動」でした。活動の中のひとつであるチャリティバザーの売上は、東日本大震災への寄付、人と人との絆を深めておられます。第 2 部の講演は、「世界遺産熊野古道と、それをとりまく歴史文化遺産」でした。三石学先生に世界遺産に成るまでの経緯を説明していただき、あらためて「世界遺産 熊野古道」の素晴らしさを感じました。

安東 英子



三石 学先生



公益事業

講演会

日 時：平成 26 年 11 月 8 日(土) 13 時 30 分～ 場 所：津都ホテル 5 階 参加者：180 名
講 師：ユーモアセラピスト 米津さち子様

テーマ「平成の女きみまる米津さち子の笑顔が増えるユーモアコミュニケーション」

「明日があるさ♪」のミュージックに合わせ参加者おおよそ 180 人の手拍子で講師「平成の女きみまる」米津さんを迎えて講演会が開催されました。“一笑懸命に笑って、笑顔になって、笑い声上げて、健幸になり、皆で笑い愛ま笑。”等々笑いの大切さを学んだユーモアコミュニケーションでした。

いっぱい笑つていろいろ教わった楽しい時間。参加して頂いた皆さん笑顔になったに違いないでしょう。

浜口 好恵



会員親睦事業

研修バス旅行

日 時：平成 26 年 11 月 13 日(木) 参加者：43 人
場 所：岐阜市・大垣市方面

**芭蕉生誕 370 年祭
松尾芭蕉と奥の細道むすびの地を訪ねて**

研修旅行を終えた今、思い返せば「内面の美しさ」がテーマだったように思います。長良川沿いに位置する川原町の「十八楼」。老舗旅館で戴いた薬膳料理は「北の薬草の南端、南の薬草の北端」と言

われている岐阜の地だからこそ楽しめたものでした。良薬は口に苦し、と言いますが、味も見た目も想像以上に素晴らしいもので、「良薬」を美味しく戴きました。そして大垣へ。三重県が出生地である松尾芭蕉「奥の細道」のむすびの地。江戸時代に活躍した俳諧師の軌跡を辿る旅でした。帰りの道中で皆様と俳句を作り、できたどの句も味わい深いものでした。楽しい一日でした。

神田 千津子



東海税理士会津支部会員名簿

(地区別・五十音順・敬称略) 平成26年12月15日現在

税理士名	事務所所在地	電話番号	税理士名	事務所所在地	電話番号
橋 北 地 区					
青 純	津市一身田豊野1406-74	232-6972	前田 隆生	津市白塚町3471 グランシャリオC棟202	233-3455
石川 誠治	津市一身田平野608-2	232-5110	真柄 幸司	津市観音寺町429-3 樋口ビル 2階	221-6166
礒竹 進	津市栗真町屋町1610-4	232-3408	増川 直也	津市白塚町2422-5	253-3377
伊藤 千明	津市栗真中山町685-12	232-3475	迎 一夫	津市一身田上津部田3008	236-0300
伊藤 幸功	津市一身田中野132-1 (中田健一税理士事務所内)	232-9000	山中 利之	津市河辺町3063-10	224-6954
今井富久翁	津市栄町2-318	227-7828	吉川 敬成	津市上浜町2-19	228-8663
今地 一弘	津市羽所町633 安藤ビル3階302号	222-8502	税理士法人 オーティーエー津事務所	津市広明町358 オオハシビル3階	221-7747
			税理士法人 心 津駅税理士事務所	津市羽所町345 津駅前第一ビル5階	225-2403
大西昇一郎	津市観音寺町604-271	227-8984	橋 内 地 区		
大村 幸和	津市一身田中野713	232-2639	安藤 友昭	津市西丸之内35-14	226-1706
奥山 明夫	津市一身田平野622-9	253-5265	安藤 孔一	津市西丸之内35-14 (安藤友昭税理士事務所内)	226-1706
小野 治	津市一身田上津部田1547-5	231-0167	飯田 一生	津市新町1-3-51	228-3049
川崎 隆也	津市広明町358 オオハシビル3階 (税理士法人オーティーエー津事務所 社員税理士)	221-7747	飯田 典晃	津市新町1-3-51 (飯田一生税理士事務所内)	228-3049
菊山 忠久	津市桜橋3-438	221-3160	井熊 信行	津市丸之内34-2	226-5735
黒古 克巳	津市観音寺町455-30	226-8195	今村 元宣	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル4階	224-0184
黒古美智子	津市観音寺町455-30 (黒古克巳税理士事務所内)	226-8195	上杉 英明	津市西古河町10-16 別所ビル2階A号室	246-6222
斎藤 美淳	津市羽所町345 (税理士法人 心 社員税理士)	225-2403	上廣 良隆	津市丸之内養正町7-3 山田ビル102号 (税理士法人大勢 社員税理士)	264-7661
坂口 知子	津市桜橋3-438 (菊山忠久税理士事務所内)	221-3160	内田 穂	津市丸之内養正町4-1 (今村元宣税理士事務所内)	224-0184
佐田 正	津市観音寺町745-71	227-2338	岡本 孝三	津市丸之内18-1	228-2112
佐田 整	津市観音寺町745-71 (佐田正税理士事務所内)	227-2338	奥田 俊彦	津市押加部町1-27	225-8856
武内 久郎	津市大谷町97-44	227-1608	奥山 晋也	津市丸之内34-2 (井熊信行税理士事務所内)	226-5735
田中 啓之	津市大里窪田町834-6	233-0770	笠井 義夫	津市美川町3-3	227-6608
十森隆之介	津市大谷町97-94	227-0556	川合みつ子	津市中河原西355-4	226-1090
中川 雅久	津市一身田町349-13	233-0125	川岸 巧	津市丸之内養正町7-3 山田ビル102号 (税理士法人大勢 社員税理士)	264-7661
中川 實	津市大里窪田町2593-1	231-8191	川村 英樹	津市北丸之内75 2階3号	277-5551
中川 良次	津市栄町4-74	227-8730	岸田 千秋	津市新町2-9-22	228-8784
中北 健二	津市上浜町6-196-2	225-3582	岸田 智視	津市桜田町8-20	225-4753
中田 健一	津市一身田中野132-1	232-9000	窪田 浩久	津市西丸之内9-17	226-0124
中西 清	津市渋見町770-42	223-1257	佐野 歌子	津市南新町18-23	228-1587
中道 正博	津市栗真小川町863-51	231-4823	島田 齊治	津市美川町5-15	225-2845
行方 幸彦	津市白塚町513-2	232-6165	杉本 勝	津市寿町2-16	227-0529
西尾 有司	津市羽所町345 (税理士法人 心 社員税理士)	225-2403	滝澤多佳子	津市南丸之内20-16	227-1290
野地 洋彰	津市渋見町630-115	226-2755	田上 昌志	津市丸之内18-1 (岡本孝三税理士事務所内)	228-2112
野地 洋典	津市渋見町630-115 (野地洋彰税理士事務所内)	226-2755	中井 明美	津市西古河町10-16 (上杉英明税理士事務所内)	246-6222
平澤 一輝	津市栗真町屋町1610-4 (礒竹進税理士事務所内)	232-3408	中谷 敏久	津市丸之内29-4 クアトロビル3階 (税理士法人マーキュリー三重事務所 社員税理士)	273-5501
藤井 善一	津市渋見町669-32	225-2923	永合 達也	津市大園町12-39	225-8305
堀 英一郎	津市鳥居町191-12	213-7755	永合 万了	津市大園町12-39 (永合達也税理士事務所内)	225-8305
前川 定之	津市広明町345-5 第二 三浴ビル2階	229-2560	永合 伸安	津市西丸之内34-26	226-1188

西村 真南	津市新町2-8-16	227-8616	安井 広伸	津市修成町18-26	228-7535
服部 寛	津市新町2-1-4	225-8022	吉川 壽子	津市垂水638-28	225-8236
服部光知哲	津市西丸之内35-14 (安藤友昭税理士事務所内)	226-1706	吉田 威久	津市岩田2-3	226-1920
福田 哲也	津市西丸之内7-23 中京ビル3階302号	221-0766	久居地区		
前川 準一	津市乙部200	223-3911	内田 亨	津市久居野村町606-43	256-4330
松島 則善	津市乙部2071	226-2661	安藤 正治	津市久居野村町606-43 (内田亨税理士事務所内)	256-4330
水谷 重和	津市西丸之内30-2	227-1117	奥野 俊男	津市久居野村町755-6	256-3948
三宅 通任	津市新町1-7-40	226-3223	小西 健雄	津市久居新町1123 山口ビル2階	256-5233
宮田 喜子	津市東丸之内6-18	228-3081	小宮 秀一	津市久居北口町559-3 (谷口岩男税理士事務所内)	255-4374
柳井 志郎	津市片田新町100-4	237-3937	笠ノ内 勉	津市久居桜が丘町1711-119	256-2841
山口 秋吉	津市殿村985-1	237-0386	佐藤二三夫	津市庄田町1396-27	255-7617
山地 真介	津市西丸之内9-17 (窪田浩久税理士事務所内)	226-0124	谷口 岩男	津市久居北口町559-3	255-4374
山下謙一郎	津市新町1-9-6	226-7851	辻 剛	津市久居二ノ町1728-1	255-1369
山下 義夫	津市新町1-9-6 (山下謙一郎税理士事務所内)	226-7851	中川 一生	津市久居新町1123	256-6211
山路十美生	津市北丸之内75	223-3438	中出 保	津市久居持川町2287	256-2233
山本 春夫	津市乙部2071 (松島則善税理士事務所内)	226-2661	中出 貴之	津市久居持川町2287	050 7000-7455
横山 精一	津市中央10-18 伊藤ビル3階	222-7991	仲本 暢之	津市久居野口町2542-3 (仲本博昭税理士事務所内)	255-7688
税理士法人 大勢	津市丸之内養正町7-3 山田ビル102号	264-7611	仲本 博昭	津市久居野口町2542-3	255-7688
税理士法人 マーキュリー三重事務所	津市丸之内29-4 クアトロビル3階	273-5501	服部 健一	津市久居野村町606-22	254-3211
橋南地区			平野 隆彦	津市新家町2203-20	256-3757
稻垣 信夫	津市半田1475-1	227-5647	御村 學	津市久居新町2735-26	256-1072
今西 孝彰	津市半田152	224-0100	村田 孝	津市久居野村町755-14	256-0161
太田 和好	津市大倉1-16	222-7632	吉野 浩彰	津市新家町2200-70	255-4321
大西 徳松	津市上弁財町9-31	225-1115	安芸地区		
笠井 行則	津市阿漕町津興173-3	213-3050	青 敏博	津市河芸町赤部347	245-3905
川上 昂子	津市船頭町津興3386-16	225-1410	田口 久	津市河芸町中別保1814 (税理士法人三重中央社員税理士)	245-3505
駒田 修一	津市南が丘4-23-16	229-1746	中西 清彦	津市河芸町中別保2456-1	245-3467
信田 薫	津市高茶屋7-6-53	253-8855	中山 照夫	津市安濃町川西31	268-2124
嶋田 吉明	津市高茶屋小森町2308-10	234-9598	中山 康彦	津市安濃町川西31 (中山照夫税理士事務所内)	268-2124
田嶋 壽	津市幸町20-27	224-8118	西川 孝幸	津市芸濃町中繩字藤廻井239-1	265-2901
田嶋 則之	津市幸町20-27 (田嶋 壽税理士事務所内)	224-8118	林 正幸	津市芸濃町林389	265-5430
田辺 寿	津市南が丘2-25-18	246-8713	松下 裕也	津市河芸町中瀬238-1	245-1340
刀根 壽昭	津市南中央29-18	223-1474	吉田 正彦	津市河芸町中別保1814 (税理士法人三重中央社員税理士)	245-3505
中北 洋	津市柳山津興369-67	221-0502	税理士法人三重中央	津市河芸町中別保1814	245-3505
中村 泰敏	津市半田443-3	246-7655	一志地区		
西川 国彦	津市南が丘3-11-11	090 5450-1682	上嶋 正秋	津市一志町高野6	293-2550
長谷川哲哉	津市修成町6-16	224-1775	杉井 勲	津市一志町田尻93-5 樋口ビル2階	293-5588
平井 基也	津市三重町津興492	225-5444	田中 芳章	津市一志町高野160-774	293-3613
平野 修	津市半田614-15	227-5820	野尻 隆治	津市美杉町竹原2841	262-3101
平野 孝幸	津市半田614-15 (平野修税理士事務所内)	227-5820	樋口 透	津市白山町二本木3395	262-1208
松島 益夫	津市高茶屋7-6-53	234-3578	平生 忠一	津市白山町三ヶ野2254	262-5923
松本 良二	津市半田2331-20	229-3668	船山 正一	津市一志町井関211-17	293-3417

通勤手当の非課税限度額の引き上げ

税務署

この度、所得税法施行令の一部改正が行われ、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が次のように引き上げられました。

1 改正後の非課税限度額

改正後の1ヶ月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分	課税されない金額	
	改正後 (平成26年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度100,000円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度100,000円)	同 左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 と②の金額との合計額 (最高限度100,000円)	同 左

● 通常総会のお知らせ ●

平成27年5月19日(火) (於) 津都ホテル

通常総会 午後1時30分～3時00分

記念講演 午後3時00分～4時30分

講師 菊地幸夫氏 (弁護士)

● 事務局からのお願い ●

次の事項に変更がございましたら事務局あてお知らせください。

- ・社名・代表者・所在地・電話番号・FAX番号・資本金・決算月etc.

所定の用紙はございませんので、ハガキか適宜の用紙によりFAXでお知らせください。

● ● ● ● ● 表紙の写真説明 ● ● ● ● ●

秋田県北秋田市 桃洞滝 (とうどうのたき)

ノロ川源流部のひとつ桃洞渓谷のシンボルがこの桃洞滝である。滑らかな岩肌と滝水がつくりだす造形は、自然の芸術品としかいいようがないくらい見事です。桃洞滝まではほぼ平坦な遊歩道が整備されているうえ、途中豊かなブナの原生林を歩くので、森林浴を兼ねた快適な散策ができるのがうれしい。赤水渓谷への分岐を左に見て進むと、ナメ状の岩盤がしばらく続き、その奥に落差30メートルのこの滝が出現する。

※ 今回も、広報副委員長の小林俊二様 (株)小林運輸 のお写真を拝借しました。

● 広報委員会より ●

会員の皆さんには、お元気でよい新年をお迎えの事と存じます。

昨年は「ふれあい」の発行に際し大変ご協力頂きまして有難うございました。

本年もどうぞ宜しくお願ひします。

[発行] 公益社団法人 津法人会 広報委員会
〒514-0006 津市広明町121 津税理士会館4階
(TEL 225-1302・FAX 227-6085)
<http://www1.mint.or.jp/~hojinkai/>
[印刷] 共立印刷株式会社

謹賀新年



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIKO 大同生命

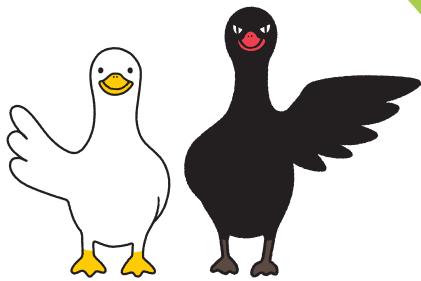
三重支社/津市栄町1-840
TEL 059-226-1363

AIU AIU保険会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル3F) TEL 059-229-1581

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成25年版(インシュアランス生命保険統計誌)



—法人会—

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険
EVER

新登場!!



since 1974

心配な
「がん」の
備えに

—法人会—

新
生きるための
がん保険 Days

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

三重支社

〒510-0074 四日市市鵜の森1-3-23 ナカジマビル6F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2014-0033 8月26日